第十条の二中「法第十九条第一項の規定による掛金」を「事業主掛金」に改め、「企業型年金加入者期間」の下に「（法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間をいう。以下同じ。）」を加え、「次条」を「第十条の四」に改める。

第十条の三を第十条の四とし、第十条の二の次に次の一条を加える。

（簡易企業型年金に係る事業主掛金の基準）

**第十条の三**　法第十九条第二項ただし書の政令で定める基準は、事業主掛金が定額であることとする。

第十一条第三号中「個人型年金同時加入可能者」の下に「（企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めている企業型年金の企業型年金加入者をいう。以下同じ。）」を加える。

第十一条の二中「第十条の三ただし書」を「第十条の四ただし書」に改める。

第十一条の三第一項中「第六条第七号」を「第六条第五号」に改め、同条第二項中「第六条第八号」を「第六条第六号」に改め、同条第三項中「第六条第九号」を「第六条第七号」に改める。

第十二条の見出し中「選定及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十三条中「運用関連業務」の下に「（法第二条第七項第二号に規定する運用関連業務をいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が、法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を選定し、企業型年金加入者に提示するときについて準用する。この場合において、前項第一号中「第二十四条の二」と、同項第二号中「第二十五条第二項の規定により当該運用の方法に充てるものと決定した額」とあるのは「第二十五条の二第二項の規定により指定運用方法に充てる未指図個人別管理資産（同条第三項に規定する未指図個人別管理資産をいう。）の全額」と、「運用の方法に係る」とあるのは「指定運用方法に係る」と読み替えるものとする。

第十五条第一項を次のように改める。

法第二十三条第一項の政令で定める運用の方法は、次の表の上欄に掲げる運用の方法であって、同表の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項ごとに分類されたもののうち、運用方法要件に適合するものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 一　預金又は貯金の預入 | イ　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関（資産管理機関の預金の受入れの業務を行うことができるものに限る。ハ及びニにおいて「預金保険対象金融機関」という。）を相手方とする預金及び譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。ハにおいて同じ。）を除く。）の預入 | 預入の相手方、預金又は貯金の種類、預入期間その他の厚生労働省令で定める事項 |
| | ロ　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合（資産管理機関の貯金又は預金の受入れの業務を行うことができるものに限る。ハ及びニにおいて「貯金保険対象組合」という。）を相手方とする貯金及び農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）第一条第一号に規定する譲渡性貯金を除く。）の預入 | 預入の相手方、預金又は貯金の種類、預入期間その他の厚生労働省令で定める事項 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ハ　預金保険対象金融機関を相手方とする預金（外貨預金を除く。）の預入 | 預入の相手方、預金又は貯金の種類、預入期間その他の厚生労働省令で定める事項 | |
| | ニ　預金保険対象金融機関又は貯金保険対象組合を相手方とする外貨預金又は外貨貯金の預入 | 預入の相手方、預金又は貯金の種類、預入期間その他の厚生労働省令で定める事項 | |
| 二　信託会社（法第八条第一項第一号に規定する信託会社をいう。以下この項において同じ。）又は信託業務を営む金融機関への金銭の信託 | イ　銭信託業務を営む金融機関への金銭信託であって金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補塡の契約のあるもの | 信託の契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法、信託契約の期間その他の厚生労働省令で定める事項 | |
| | ロ　融機関への金銭信託（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。） | 信託の契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法、信託契約の期間その他の厚生労働省令で定める事項 | |
| | ハ　融機関への金銭信託のうち、将来の一定の時期を目標としてその運用から生ずると見込まれる収益の変動の可能性が縮小するよう資産の構成の目標を変更するものであって、加入者等（法第二条第七項第一号に規定する加入者等をいう。以下この表において同じ。）の年齢階層ごとに設定するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの | 信託の契約の相手方その他の厚生労働省令で定める事項 | |
| | ニ　信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託であってその信託財産を一の法人の発行する社債券又は株券（三の項ナにおいて「一法人の発行する社債券等」という。）の売買のみにより運用することを約するもの | 信託の契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法、信託契約の期間その他の厚生労働省令で定める事項 | |
| 三　有価証券（有価証券が発行されていない場合において当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下この号及び次項第四号において同じ。）の売買 | イ　国債証券の売買 | 発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間 | |
| | ロ　地方債証券の売買 | 発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間 | |
| | ハ　特別の法律により法人の発行する債券（その債務について政府が保証しているものに限る。）の売買（ニに掲げるものを除く。） | 発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間 | |
| | ニ　預金保険法第二条第二項第五号に規定する債券又は農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項第四号に規定する農林債の債券の売買 | 発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間 | |